

平成29年3月7日

生活保護受給者の逮捕について

このたび、本市生活保護業務において、受給者1名が大阪府警・河内長野署に逮捕されましたので、下記のとおり報告します。

1. 逮捕された受給者 77歳女性
2. 逮捕日時 平成29年3月7日（火）午前7時55分
3. 罪名 詐欺罪（刑法第246条）

4. 容疑の内容

被疑者は、就労により得た収入があるにも関わらず、本市に対して申告を行わず、平成27年6月から平成28年7月の間、生活保護費116万8,378円を不正に受給した。

5. 逮捕に至る経過

平成28年7月 税務調査（課税台帳の閲覧）により、給与収入の存在が発覚（本市への申告は0円であった）

同年7月～9月 被疑者に対して事情聴取
勤務先に対して調査
それらを踏まえて、河内長野警察署と協議

同年10月25日 河内長野警察署に対して告訴状を提出

- ・担当ケースワーカーの再三の指導に関わらず虚偽の申告をしていた。
- ・犯行は計画的かつ悪質である。
- ・本市の被害額が100万円を超え多額である。
- ・被害について弁償は全くなされていない。
（同年11月、返還請求。現在4万円のみ返還済み）
- ・これまで同様の手口にて3回（※）生活保護費の不正受給を繰り返しており、常習性が顕著である。

以上のことから、受給者に対する本市初の刑事告訴に至った。

(※) 被疑者の過去の不正受給

- ①平成12年12月 11万5,718円を不正受給(全額返還済み)
- ②平成19年11月 127万5,782円を不正受給
(一部分割で返還、現在残額28万8,782円)
- ③平成21年 8月 167万1,799円を不正受給
(一部分割で返還、現在残額128万6,799円)

本市生活福祉課長コメント

本市はここ数年、不正支出や不正受給に対して真摯に取り組み、生活保護業務の適正化を進めてきたところです。

このたび、そのあまりの悪質性により、受給者への刑事告訴に踏み切らざるを得ず、逮捕に至ったことは誠に遺憾です。

今後とも、更なる生活保護業務の適正化に取り組み、不正受給に対しては引き続き、厳正に対処していく所存です。

問い合わせ：河内長野市 保健福祉部 生活福祉課 ☎0721-53-1111(代)